

骨髄移植等のドナーに対する支援の充実を求める意見書

骨髄バンク事業は、骨髄移植及び末梢血幹細胞移植が白血病等の難治性の血液疾患等に対する有効な治療法とされたため、善意による骨髄等の提供を呼びかけることを目的に、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に基づき、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となって実施されている。

骨髄バンク事業においては、平成29年8月末現在の提供希望者（ドナー）登録数は47万人を超えており、ヒトの免疫に関わる重要な分子であるヒト白血球抗原の初回検索適合率は9割を超えている。また、骨髄等の提供のための検査や入院のためのドナー側の負担はなく、万一、提供に伴う健康障害が生じた場合でも、骨髄バンク団体傷害保険による保険金が支払われるなど、ドナーの負担軽減に向けたさまざまな取組みが行われている。

しかし、ドナーの健康上の問題の他、ドナーが検査や入院等のために休業した場合の補償や休暇の制度が、一部の地方公共団体や企業を除いて整備されていないなどの理由により、移植率は6割未満にとどまっている。

よって、政府においては、より多くのドナーが安心して骨髄等を提供し、骨髄移植等が一層促進される仕組みづくりを検討することなどにより、ドナーに対する支援策の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民進党市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員
並びに無所属坂本きょう子議員、市民ネットワーク北海道石川佐和子議員及び維新の党中山真一議員